

令和6年度スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等
総合推進事業

謝金単価について

委託事業の経費の積算にあたっては、スポーツ庁で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価がこれを下回る場合は、それらを用いて積算すること。

諸謝金基準単価表

| 区分 | 単位 | 金額（円） | 備考 |
|-----------|----|---------|---------|
| 会議出席謝金 | 日 | 14,000円 | 実働2時間以上 |
| 会議出席謝金 | 時間 | 7,000円 | 実働2時間未満 |
| 講演謝金 | 時間 | 11,510円 | 専門テーマ講演 |
| 助言謝金 | 時間 | 5,200円 | 事業に係る助言 |
| 作業補助等労務謝金 | 時間 | 1,300円 | 雇用2ヶ月以内 |